

# 「道徳の教科化」で福祉系高等教育はどのように変わるのか（1） ～国が進める政策動向をレビューする～

宮嶋 淳（中部学院大学人間福祉学部）

キーワード：道徳教育，専門職倫理，教育評価

## 1. はじめに

初等中等教育の現場をみると、教員等の疲弊と子どもたちを取り巻く諸問題 - いじめ（排除）、虐待（暴力）、貧困（経済的・人間関係的）、障がい - への対応が喫急の課題となっている。本報告では学校全体を巻き込んだ教育活動である「道徳」に焦点を当てる。初等・中等学校教育における道徳科を修学した子ども達は、教育上、何を積み上げた後、高等教育の場に踏み込むのか。それを踏まえて、高等教育を提供する機関である社会福祉系大学が、高等教育としての「社会福祉学・ソーシャルワーク」をどのように教授していくのかを考えていきたい。本研究のゴールは、道徳科を修学した生徒（学生）に対する社会福祉学・ソーシャルワーク教育の方法並びに教材の開発、教育成果の評価の在り方とその方法などについて一定の見解を示すものであり、今後 10 年を目途とした議論を行いたい。

## 2. 研究の目的

国が進めている「特別の教科 道徳」は、どのような議論の変遷をたどり現在に至っているのか、その在り方・方向性・特徴を明らかにすることを今回の報告の目的とする。

今後、教科となった「道徳」教育を受けた生徒（学生）が、高等教育の場に足を踏み入れることになる。それに備えて、福祉系大学で学ぶことが、生徒（学生）のキャリアや人生にとって欠かせない学びとなることを理念上、学問上、説得力のあるものとしていく必要があると考える。つまり、「福祉の高度化」とは何かを明確にしていく必要がある。最終的な本研究の目的は、「特別の教科 道徳」にいう「自分・他者・自然と崇高なもの・社会」に対する道徳性を超える高等福祉教育の在り方を探求することである。

## 3. 研究の方法

今回の報告においては、わが国における道徳教育に関する政策文書や先行研究のレビューを行い、その特徴と傾向を分析する。分析のための拠り所として、上記の「道徳の内容」枠組みや宮田（1975）の「道徳教育の系譜」に認められる政策区分分類を活用する。

## 4. 調査・研究の結果

### (1) 戦後の道徳教育の変遷

わが国の戦後（1945 年 8 月～）教育は、米国教育使節団の介入により方向性が示され、「道徳教育＝民主主義教育」とされ、「平和的文化国家の建設と民主主義の徹底」が原理とされ、「人間性及び人格個人の尊重」が文部省による「新教育指針」の根幹とされた

(第1期「反省期：～1949」)。1951年2月、文部省は「道徳教育振興方策」を示し、道徳教育は「学校教育のあらゆる機会をとらえ、各教科及び特別教育活動の指導を、全体計画」の中で行うことを求めた(第2期「全体主義期：～1956」)。そして教育課程審議会は1957年11月に「小・中学校における道徳教育の特設時間について」を通達し、「新たに『道徳』の時間を設け、毎学年、毎週継続」して指導することを求めた(第3期「特設主義期：～1965」)。さらに1966年中央教育審議会は「期待される人間像」を前面に出した答申を行い、期待される日本人の資質として「仕事愛、社会愛、創造的知性、社会的正義」を示した(第4期「期待される人間像期：～2005」)。ここで示された「社会愛」とは、「社会福祉に対する関心となって現れてくる」人間的資質であるとされている(一連の時期区分は宮田：1975)。

## (2) 安倍政権下における「道徳」への関心

「空白の40年」を経て、第一次安倍内閣は「新たな枠組み」による道徳教育を展開させようとした(浅川：2013)。第二次安倍内閣は強固な政権基盤を活用し「道徳の教科化」と「教科書」づくりを進めていく(工藤：2014)。文部科学省(2013)は、望ましい道徳教材の在り方として、「子どもの興味・関心・共感を呼び、生きる喜び・夢や勇気を与え、人間としてよりよく生きることの意味を深く考えられるもの」、「人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念にかない、子どもの発達段階や生活経験を踏まえ適切な内容・表現となっているもの」、「指導のねらいである道徳的価値が明確にとらえられ、指導過程や指導方法を工夫しやすく、道徳的実践意欲・実践力を高めるのにふさわしいもの」として、『読み物資料集』を編纂している。2015年3月、文部科学省は「道徳教育の抜本的改善・充実」というチラシにおいて、道徳の時間の課題例として「登場人物の心情理解への偏り」「児童生徒の発達段階の考慮不足」を指摘し、「考え、議論する」道徳科への転換をはかり、児童生徒の道徳性を育むとしている。

## (3) 学習指導要領を読み解く

現行学習指導要領における「道徳科」は、「第1章総則」の「第1教育課程編成の一般方針」の「2」において次のように記述されている。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行なうものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に務め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を開く主体性のある日本人の育成

に資することとなるよう得に留意しなければならない。

文部科学省のホームページによれば、「学校教育における道德教育の意義及び位置付け」が次のように説明されている。

改正教育基本法に、「道德心を培う」ことが明記されました。

(教育の目標) 第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道德心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

道德教育は、児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道德性を育成しようとするものです。

幼稚園では…各領域を通して総合的な指導を行い、道德性の芽生えを培います。

小・中学校では…「道德」の時間(年間35単位時間)を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて行います。

高等学校では…人間としての在り方生き方に関する教育を、「公民科」や「特別活動」のホームルーム活動などを中心にして、学校の教育活動全体を通じて行います。

以下では文部科学省が平成20年8月に発行した『小学校学習指導要領解説道德編』(以下、「解説」という。)を読み解いていくことにする。

解説では、「第1章総説 第1節道德教育改訂の要点」において、「1改訂の経緯」としてOECDのPISA調査結果から、わが国の児童生徒を取り巻く状況が次のように指摘された。

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題
- ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題
- ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題

これを契機として、平成20年1月「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申で、次のような基本的な考え方が示された。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

これに従い「2道德教育改訂の趣旨」は、改訂教育基本法等の趣旨にのっとり、①「生きる力」の理念の共有、②学校の集団生活の場としての機能を十分に生かし、道德教育の一層の充実を図る、③学校段階における重点を明確化し道德教育を行なう、となっている。学校段階とは、幼稚園、小・中・高等学校の各段階や小学校の低・中・高学年の各学年段

階のことであり、その際に「配慮すべきこと」が次のように示されている。

- ・ 幼稚園においては、規範意識の芽生えを培うこと
- ・ 小学校においては、生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実すること
- ・ 中学校においては、思春期の特質を考慮し、社会との関わりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実すること
- ・ 高等学校においては、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実すること

そして、「高等学校においては、道徳の時間は設定されていないが、社会の急激な変化に伴い、人間関係の希薄化、規範意識の低下がみられる中で、高等学校でも、知識等を教授するにとどまらず、その段階に応じて道徳性を養い、人間としての成長を図る教育の充実を進める。」とされている。

解説には、その改訂の変遷が次のように紹介されている（抜粋）。

#### (1) 昭和 33 年の改訂

道徳教育は、「本来、学校の教育活動全体を通じて行なうこと」や「道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく」ことが明記。道徳の時間は「道徳的実践力の向上を図る」を明記。道徳の時間の具体的目標を、①基本的行動様式、②道徳的心情・判断、③個性伸長・創造的生活態度、④民主的な国家・社会の成員としての道徳的態度と実践意欲、の 4 つに区分とされた。道徳の時間の性格を、はじめて明記。

#### (2) 昭和 43 年の改訂

道徳教育の目標を教育全般の目標と区分するため「その基盤としての道徳性を養うこと」を明記。昭和 33 年改訂で明記された「道徳の時間の『4 つの』具体的目標」を削除。道徳の目標は、「各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的発展的に指導し、これを補充し、深化し、統合して、児童の道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践意欲の向上を図る」と明記。

#### (3) 昭和 52 年の改訂

道徳教育の目標に「教師と児童及び児童相互の人間関係を深める」こと、「家庭や地域社会との連携を図りながら」「道徳的実践の指導を徹底する」ことを加える。道徳の時間は「道徳的実践力を育成するもの」と明記。「指導計画の作成と内容の取扱い」で、「家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るように配慮する」を追加。

#### (4) 平成元年の改訂

道徳の目標に「生命に対する畏敬の念」を追加、「主体性のある」日本人の育成を強調。道徳の時間の目標で「道徳的心情を豊かにすること」を強調。

#### (5) 平成 10 年の改訂

道徳教育の従来に加え、「豊かな心」と「未来を拓く」を追加。道徳教育推進に当たって、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験や道徳的実践を充実させ、児童の内面に根差した道徳性の育成に一層努めるよう示した。道徳の時間の特質を一層明確にするため、「道徳的価値の自覚を深め」を加えるなどの改善を図った。「内容」については、低学年に「郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ」を加えた。「指導計画の作成」に

については、校長の指導力と指導体制の充実と道德の時間の指導における 2 学年を見通した重点的指導などを強調した。道德の時間の指導においては、体験活動を生かすなどの指導方法の工夫や魅力的な教材の開発、授業の実施や教材の開発への保護者や地域の人々の参加や協力について示した。

また、解説の「第 2 節道德教育の基本的な在り方」の「1 道德の意義」において、次のことが示されている。

道德教育・・人間が本来もっている、このような願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道德性を養う教育活動である。

道德・・自らを見つめ、自らに問いかけることから出発する。他者との関わりにおけるよりよい生き方を求めるものである。

続く「道德性の発達と道德教育」において、道德性とは「人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道德的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすもの。」とされる。

「第 2 章道德の目標」では、道德教育は、以下のような資質を支える基盤となる道德性を養うことを目標としている。①人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う ②豊かな心をはぐくむ ③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し豊かな文化の創造を図る人間を育成する ④公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する ⑤他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する ⑥未来を拓く主体性のある日本人を育成する。

「第 3 章道德の内容」の「2 内容構成の考え方」で、次の「4 つの視点」が示されている。

- 1 主として自分自身に関すること
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること
- 3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

この 4 つの視点による「内容項目の指導の観点」が 2 学年ごとに、項目立てられている(表 1)。

「第 4 章道德の指導計画」の「第 1 節指導計画作成の方針と推進体制の確立」では、校長による方針の明確化と道德教育推進教師の役割が強調され、「道德教育推進教師の役割」は次のとおり。

- ア 道德教育の指導計画の作成に関すること
- イ 全教育活動における道德教育の推進、充実に関すること
- ウ 道德の時間の充実と指導体制に関すること
- エ 道德用教材の整備・充実・活用に関すること
- オ 道德教育の情報提供や情報交換に関すること
- カ 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- キ 道德教育の研修の充実に関すること
- ク 道德教育における評価に関すること

表1 「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年	小学校第5学年及び第6学年	中学校
<b>1 主として自分自身に関すること</b>			
(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。	(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。	(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。	(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。	(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。	(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
(3) 良いことと悪いことの区別をし、良いと思うことを進んで行う。	(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。	(3) 自由を大切にし、自立的で責任のある行動をする。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。	(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元氣よく生活する。	(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。	(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
		(5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。	(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
	(5) 自分の特徴に気づき、よい所を伸ばす。	(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。	
<b>2 主として他の人とのかかわりに関すること</b>			
(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。	(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。	(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。	(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。	(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。	(2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場にたって親切にする。	(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
(3) 友達と仲良くし、助け合う。	(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。	(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲良く協力し助け合う。	(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
		(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること。	(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め相手の人格を尊重する。
(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。	(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。	(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。	(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。
			(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
<b>3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること</b>			
(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。	(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。	(1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。	(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
(2) 身近な自然に親しみ、動植物にやさしい心で接する。	(2) 自然の素晴らしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすること。	(2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。	(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。	(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。	
			(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見出すように努める。
<b>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること</b>			
(1) 約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にすること。	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。	(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす。	(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
			(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
(2) 働くことよさを感じて、みんなのために働く。	(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。	(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。	(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。	(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。	(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。	(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。	(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。	(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。	(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。	(5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。	(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。	(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、役割や責任を自覚し集団生活の向上に努める。
	(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。	(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力しあいより良い校風をつくる。	(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してより良い校風を樹立する。
		(7) 郷土や我が国の伝統や文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。	(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
			(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
		(8) 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。	(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

出典：文部科学省(H20.8.『小学校学習指導要領解説道徳編』

「第5章 道德の時間の指導」の「第3節 学習指導の多様な展開」では、道德の時間に活かす指導方法の工夫として、(1)資料を提示する工夫、(2)発問の工夫、(3)話合いの工夫、(4)書く活動の工夫、(5)表現活動の工夫、(6)板書を生かす工夫、(7)説話の工夫が項目立てられている。また、「道德の時間に活かす教材」の具備すべき要件として、ア. 人間尊重の精神にかなうもの、イ. ねらいを達成するのにふさわしいもの、ウ. 児童の興味や関心、発達の段階に応じたもの、エ. 多様な価値観が引き出され深く考えることができるもの、オ. 特定の価値観に偏しない中立的なもの、が示されている。そして「道德的価値の自覚を深めることができるようにするための教材選び」のポイントとして、ア. 児童の感性に訴え、感動を覚えるようなもの、イ. 人間の弱さや脆さに向き合い、生きる喜びや勇気を与えられるもの、ウ. 生や死の問題、先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えさせられるもの、エ. 体験活動や日常生活等を振り返り、道德的価値の意義や大切さを考えることができるもの、オ. 悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの、カ. 多様で発展的な学習活動を可能にするもの、が示されている。

「第8章 児童理解に基づく道德教育の評価」の「第1節 道德教育における評価の意義」で、「道德教育における評価は、教師が児童の人間的な成長を見守り、児童自身が自分のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気づける働きをもつものであるといえる。

それは、客観的な理解の対象とされるものではなく、教師と児童の暖かな人格的な触れ合いやカウンセリング・マインドに基づいて、共感的に理解されるべきものである。道德性は、人格の全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないと示されている。

続く「第2節 道德性の理解と評価」の「1 評価の基本的態度」で、「道德性は、児童の人格全体にかかわり、人間性が表われたものである。したがって、その理解や評価においては、きわめて慎重な態度が求められる。」「道德性の理解は、教師と児童の心の触れ合いの中でなされる共感的な理解によるべき」と示されている。そして「評価の観点と方法」において、「(1) 評価の観点」は、① 道德性は本来、児童の人格全体に関わるものであり、いくつかの要素に分けられるものではない。② 道德的心情、道德的判断力、道德的实践意欲と態度及び道德的習慣、などの観点から分析することが多い、とされている。そして、②はそれぞれ以下のように示されている。

道德的心情・・ 道德的に望ましい感じ方、考え方や行為に対して、あるいは逆に、道德的に望ましくない感じ方、考え方や行為に対して、児童がどのような感情をもっているのか等を把握する

道德的判断力・・ 道德的諸価値についてどのようにとらえているのか、また、道德的な判断を下す必要がある問題場面に直面した際に、児童がどのように思考し判断するか等を把握する必要がある。

道德的实践意欲と態度・・ 学校や家庭での生活の中で、道德的によりよく生きようとする意志の表れや行動への構えが、どれだけ芽生え、また定着しつつあるか等を把握する必要がある。

道德的習慣・・ 特に基本的な生活習慣をどの程度身に付け実践できているかを把握する

「評価の方法」では、評価が「児童にとっては自己評価を促すものであり、教師にとっては児童の道徳性の理解を深め、適切に評価し、指導を改善していく手がかりとなる」とし、ア. 観察や会話による方法、イ. 作文やノートなどの記述による方法、ウ. 質問紙などによる方法、エ. 面接による方法、オ. その他の方法が示されている。

解説では、道徳教育の要となる用語を次のとおり整理しており、留意が必要である。

道徳的心情・・・道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のこと

道徳的判断力・・・それぞれの場面において善悪を判断する能力である。

道徳的実践意欲と態度・・・道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性。

道徳的習慣・・・長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方。第二の天性。

道徳的実践力・・・徐々に、しかも、着実に養われることによって、潜在的に、持続的な作用を行為や人格に及ぼすものであるだけに、長期的展望と綿密な計画に基づいた丹念な指導がなされなければならない。

#### (4)道徳教育で紹介される職業

ここでは『私たちの道徳』で紹介されている職業について着目して、表2をまとめた。筆者の関心である社会福祉・ソーシャルワークに関しては「マザー・テレサ」「澤田美喜」が紹介されている。今後、道徳教育における教材開発も重要な取り組みとなり、社会福祉学・ソーシャルワーク教育の観点から中止が必要であると考えられる。

表2 『私たちの道徳』で登場する職業

人数	職業
11～10	思想家、政治家、小説家
9～7	哲学者、スポーツ選手、作家
6～4	実業家、医学者、教育者、歌人、劇作家
3	医師、宇宙飛行士、詩人、物理学者
2	心理学者、動物学者、 <b>社会活動家</b>
1	随筆家、僧侶、測量家、作曲家、猿楽師、力士、教師、文化研究家、伴走者、地震学者、農学者、柔道家、漫画家、仏教学者、童話作家、女優、俳優、儒学者、宮大工、文学者、日本画家、発明家、映画監督、栄養学者、音楽家、化学者、科学者、歌舞伎役者、看護師、狂言師、植物学者、人類学者、 <b>国際活動家、環境保護活動家</b>

備考：社会活動家＝マザー・テレサ（小5・6、中学）

澤田美喜（小5・6）～エリサベス・サンダース・ホームの設立者

環境保護活動家＝ワンガリ・マータイ（小5・6）

国際活動家＝緒方貞子（中学校）



## 5. 考察と結論

- 1) 今後、社会福祉教育がターゲットとする生徒（学生）は、いじめの問題への対応の充実や発達段階を踏まえた体系化がなされた道徳科を修学した者である。そこでの教育は「問題解決的な学習」「体験的な学習」が取り入れられており、ロールプレイングなども体験している。
- 2) スクールソーシャルワーカーが「チーム学校」の一員として初等・中等教育の場に配属される方向性が示されており、現在よりは遥かにソーシャルワークになじみのある者が高等教育の場に登場する。
- 3) 検定教科書を活用した道徳科を経験し、数値評価ではない評価を道徳科では経験することになり、高等教育での評価の在り方の吟味が求められることにつながる。
- 4) 「社会福祉学とは何か」を論ずるばかりでは今後のわが国が必要とする人材を育成する学問としての「商品価値」は高まらない。

## 6. おわりに

今後、上記のような道徳教育を修学した生徒(学生)が社会福祉系大学における高等教育を修学する者であることを認知し、「学としての福祉を学ぶことを選択する生徒(学生)とは何者なのか」を定義しなおしていく必要がある。そして、新しいターゲット像に対応した社会福祉学・ソーシャルワークを再構築し、高等教育システムの中での社会福祉学・ソーシャルワークの教育提供体制を整備していかなければ、社会福祉学・ソーシャルワークの「生き残り」は困難になるのではないだろうか。

### 参考資料

浅川和幸(2013)「道徳教育論を考える」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』

宮田丈夫(1975)『宮田丈夫著作選集 I (道徳編)』ぎょうせい

文部科学省のホームページ

文部科学省(2008)『小学校学習指導要領解説道徳編』

文部科学省国立教育政策研究所(2011)「評価基準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料【中学校国語】」

工藤真由美(2014)「子ども理解のあり方と新しい道徳教育について」『四條畷学園短期大学紀要』